

# 武蔵野市介護老人福祉施設入所指針適用施設（特別養護老人ホーム）

## の入所基準変更のご案内

### 1 入所基準の変更と特列入所の要件について

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則、要介護3以上の方に限定されます。

ただし、要介護1又は2の方でも、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合には、特例的に入所が認められます。入所申込の際に、特列入所の要件を確認いたします。

#### 【特列入所の要件】

- ① 認知症である者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上）であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であることにより、在宅生活が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることにより、在宅生活が困難な状態であること。

### 2 申込基準の変更（申込み時点での要介護度）

#### 【これから申込みをされる方】

入所指針の変更に伴い、申込書の様式を変更しましたので、新しい申込書でご提出ください。要介護1又は2方で入所を希望される場合は、特列入所要件に該当している必要があります。施設へご相談ください。

#### 【すでに申込みをされた方】

- ① 要介護3以上の方・・・原則新しい申込書で提出し直す必要はありません。ただし、要介護1又は2に改善された方で引き続き入所を希望される場合は、特列入所要件に該当している必要がありますので、新しい申込書でご提出ください。
- ② 要介護1又は2の方・・・新しい申込書で提出してください。特列入所要件に該当している必要があります。施設へご相談ください。

※平成27年3月31日までに入所された方は、要介護度に関わらず、引き続き入所が可能です。